介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業　運営規程　記載例

|  |  |
| --- | --- |
| ●●デイサービスセンター  介護予防・日常生活支援総合事業 運営規程  （事業の目的）   1. 有限会社▲▲が開設する「●●デイサービスセンター」（以下「事   業所」という。）が行う葛城市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援状態等にある高齢者に対し、適正な事業の提供を確保することを目的とする。  （運営方針）   1. 事業の提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえて、利用   者が要介護状態となることの予防または要介護状態の軽減若しくは悪化を防止し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の心身機能の維持及びその家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。  ２　利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める。  ３　事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護事業者、地域包括支援センター、地域の保健・福祉・医療サービス事業所との綿密な連携を図る。  （事業所の名称等）  第３条　事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。  　（１）名称 　●●デイサービスセンター  　（２）所在地 奈良県葛城市●●＊＊－＊  （従業者の職種、員数及び職務内容）  第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおり  とする。  　（１）管理者　１名  管理者は事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行う。  　（２）生活相談員　１名以上  　　　 生活相談員は利用申込等の調整、通所介護計画作成、家族との連絡調整等を行う。  （３）介護職員　２名以上  　 介護職員は通所介護計画に基づいて適切な介護サービスを提供する。  　（４）看護職員　１名以上  看護職員は利用者の健康状態の把握及び看護等の処置を行う。  　（５）機能訓練指導員　１名以上  　　　　機能訓練指導員は利用者の日常生活上の機能訓練を行う。    （営業日及び営業時間）  第５条　事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。   1. 営業日　●曜日から●曜日（ただし、国民の祝日、夏期８月●   ～８月●「日、年末年始１２月●日～１月●日は休業）  　（２）営業時間 ８：３０～１７：３０  　（３）サービス提供時間　９：３０～１７：００  （利用定員）  第６条　この事業の一日あたりの利用定員は●●人とする。  （事業の内容）  第７条　この事業所の事業内容は次のとおりとする。  　（１）食事の提供サービス  　（２）入浴サービス  　（３）日常生活動作の機能訓練  　（４）居宅と事業所間の送迎サービス  （通常の事業実施地域）  第８条　通常の事業実施地域は●●市、●●市（●●町、●●＊丁目を除  く）とする。  （利用料等）  第９条　事業を提供した場合の利用料の額は、葛城市が定める額とし、当  該サービスが法定代理受領サービスである時には、利用者の負担割合の額とする。  ２　通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。  　　通常の事業の実施地域を越えた地点から、●キロメートルあたり●円３　食費　●●●円  ４　おむつ代　●●●円（持参された場合は不要）  ５　日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、利用者が  負担すべき費用は、その実費を徴収する。  ６　第２項から前項までの費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で、利用者の同意を得なければならない。  （サービス利用にあたっての留意事項）  第１０条 利用者は事業の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。  （緊急時における対応方法）  第１１条　介護職員等は、事業実施中に利用者に病状の急変その他緊急事  態が生じた時は、看護職員と連携の上、速やかに主治医に連絡する等の  措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。  （事故発生時の対応）  第１２条 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生し  た場合は、損害賠償を速やかに行う。  （非常災害対策）  第１３条　事業所は、水害・土砂災害を含めた非常災害に備えるため、防  災計画等を作成し、利用者の避難訓練誘導等、安全確保に十分な対応を  行うものとする。  ２　防火訓練計画により年２回の訓練の実施とともに、日常防火、点検を  行うものとする。  ３　事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が  得られるよう連携に努めるものとする。  （虐待防止に関する事項）  第１４条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防  止するため次の措置を講ずるものとする。  （１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る  （２）虐待防止のための指針の整備  （３）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施  （４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置  （その他運営に関する留意事項）  第１５条 事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。  　 （１）採用時研修 採用後●カ月  　　 （２）継続研修 年●回  ２　事業所は、全ての従業者に対し、健康診断等を定期的に実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。  ３　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。  ４　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。  ５　事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。  ６　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。  ７　サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。  ８　事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から５年間とする。  ９　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社  ▲▲と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。  　　附則  　この規程は、令和●●年●●月●●日より施行する。  　この規程は、令和●●年●●月●●日から施行する。 | ・「介護予防通所介護」は総合事業へ移行したので記載がある場合は改める  ・指定通所介護または地域密着型通所介護と一体的に運営規程を作成してもよい。※指定通所介護の文言については、県に確認すること。  ・「○名」という表記の場合、従業者数が変わるたびに運営規程を変更しなくてはならない。「人員基準上必要な数＋以上」という書き方を推奨。  ・従業者の員数は、利用定員に対して必要な人数を記載する。  ・シフト表と矛盾のないようにする。  ・サービス提供時間の前後の送迎時間を加味した営業時間を設定する。  ・複数単位の場合は、単位ごとにサービス提供時間を分けて記載する。  ・複数単位の場合は「１単位目　●人、２単位目　●人」と記載  ・食事や入浴は提供する場合のみ記載。  ・送迎サービスは必須。  ・市町村名、字名等で客観的に記載。（利用者とのトラブル防止のため。）  ・法定代理受領サービスの場合の利用料と、そうでない場合の利用料を定める必要がある。  ・「葛城市が定める額」は他市町村の総合事業と一体的に作成する場合は「市町村が定める額」等の標記でも可。  ・消防法において防災訓練の年２回以上実施が定められている。  ・第１４条各号については令和６年３月３１日までに必ず定めること。  ・国基準では「完結日から5年」とされているが、葛城市では「サービス提供の日から5年間」としている。  ・開設予定日を記載。  ・運営規程を変更するたびに、変更日が分かるよう附則を付け足していく。 |